

豊中市農業施設等の導入支援事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市内農家の作業環境の改善を図るため、効果的、効率的な農業施設等の導入経費の一部を補助することにより、農業振興を図るものである。

(補助対象者)

第2条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業者が組織する団体
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金額)

第4条 補助率は別表に掲げるとおりとし、補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

- (1) 補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額。
- (2) 別表に掲げる上限額

2 前各項の補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施者から別に定めるところにより、事業計画、収支予算その他市長が必要と認める事項を記載した補助金交付申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前項の規定により申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書（様式第2-1号）又は補助金不交付決定通知書（様式第2-2号）により申込者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(流用の禁止)

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金を他の経費に流用してはなら

ない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、すみやかに補助事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号の1に該当すると認めるときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付条件に違反したとき。
- (3) 補助事業等の施行方法が不適当であったとき。
- (4) 経費の支出額が予算額に比べて減少したとき。

附 則

この要綱は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年度から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日に施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日に施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月15日に施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、同日から適用する。

別 表

補 助 対 象	補 助 率	上限額
1 農作業環境の改善に必要と認められる資材等の購入に要する経費	当該経費の 50パーセント	10,000円
2 野菜、花き等の不時栽培を行なうための施設を設置するために必要な資材の購入に要する経費 (大 型) (2アール以上)		100,000円
3 野菜、花き等の栽培を行なうために必要と認められる機材等の購入に要する経費		
4 その他農業施設等の導入支援として特に必要であると市長が認めたものに要する経費		

ただし、

- 1 補助対象は、市内で耕作・栽培に要する資材、機材とする。
- 2 補助対象となる経費は、消費税及び地方消費税を除く。
- 3 補助金の申込みができるのは、一農業者等につき一事業のみ、年度内一回限りとする。